

## 滋賀県リトルベビー等家族サポート活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 流産・死産を経験した家庭や低出生体重児、多胎児を抱える家庭は、不安を抱えやすく、育児などの負担も大きいにもかかわらず、同様の経験をしている家庭の少なから地域の中で孤立しやすい。このような家庭に対し、身近な環境での支援を提供するために、県内の団体等がこのような家庭の支援を目的に自主的に取り組むサポート活動に要する経費について補助するため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、別表に定めるところによる。

### (交付額)

第3条 この補助金の交付上限額は、別表に定める基準額または補助対象経費の実支出額から預金利子その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額に相当する額とする。

### (交付申請書の添付様式)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、第1号様式に次の書類を添付して、知事が定める日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費所要額調書（別紙様式1）
- (3) 経費支出予定額内訳書（別紙様式2）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示

を受けなければならない。

- (4) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(変更申請手続)

第6条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとするときは、第2号様式を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、補助金の全部または一部を概算払により交付できるものとする。

- 2 補助事業者等は、この補助金の概算払の交付を受けようとするときは、第3号様式を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書等に添付する書類は、次のとおりとし、事業完了後1か月以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに第4号様式に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 経費精算額調書(別紙様式3)
- (3) 経費支出済額内訳書(別紙様式4)
- (4) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)は、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請のあった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 8 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第 10 条 補助事業者は、滋賀県リトルベビー等家族サポート活動支援事業補助金交付要綱第 4 条に基づく交付申請、第 6 条に基づく変更交付申請、第 7 条に基づく交付請求（概算払）、第 8 条に基づく実績報告または消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成 16 年滋賀県規則第 30 号。以下「インターネット利用条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して申請することができる。

(グリーン購入)

第 11 条 補助事業者は、事業の実施にあたり、物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針（平成 14 年 4 月 1 日策定）」に沿って、環境負荷の低減に役立つ物品の調達に努めるものとする。

付則

この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に適用する。

別表

項目	補助対象経費	基準額	補助率
リトルベビー等家族サポート活動支援事業	県民に向け自主的に取り組むリトルベビー等家族サポート事業に要する経費 ・報償費 ・旅費 ・需用費（チラシ作成、消耗品費等） ・役務費（通信運搬費） ・会場使用料および賃借料	100,000 円	定額